夜間・休日に提出する場合

**「出生届」と「出生児のマイナンバーカード」の同時申請について**

**令和６年１２月２日以降、１歳未満のお子様には、顔写真が省略されたマイナンバーカードが発行されます。**

**また、住所地（住所区）の役所で、出生届と併せて、出生児のマイナンバーカード申請書を同時申請する場合、約１週間でカードが発行（特急発行）され、ご自宅宛にカードが簡易書留で郵送されるため、これまでのカード申請手続きと比較して、手続きが簡便になります。**

**なお、出生届は、生まれた日からかぞえて、１４日以内に届出が必要です。**

**【留意点】**



〇「出生届」と「出生児のマイナンバーカード」を同時申請した場合は、住所地以外の送付を希望することができます。

〇住所地以外に提出した場合は、住所地の役所に書類を転送のうえカード申請手続を行うため、簡易書留による郵送までに、１週間以上の日数がかかりますので、ご注意ください。

**申請にあたっての注意事項**

**★申請する際、以下の留意事項を必ずお読みください。**

**①**ご住所地の市区町村窓口で提出された場合において、**申請の混雑時や郵便状況等**により**カードが届くまで日数がかかる場合**がございますのでご了承ください。

②**夜間・休日受付窓口で提出された申請書**は、その場で内容の確認ができないため、**お預かりする**形になります。**翌開庁日に記載内容の確認等を行うため、お電話にてご連絡させていただくことがあります**ので、必ず**連絡の取れる連絡先の記載**をお願いいたします。

**③**申請書について、**必ず記載する項目**があるため、別紙の**見本**を参照し、**お子様の父、母又は法定代理人の方**が必ず記載ください。

④マイナンバーカードは、原則**お子様の住民登録される住所地**（出生届に記載したご住所宛）に**転送不要の簡易書留等**で郵送されます。

　ただし、**やむを得ない理由により一時的に別の居住地への送付を希望される**場合は、**申請書にご希望の宛先とその理由を記入**してください。（例：里帰り出産のため一時的に別の居住地にいるため。など）

⑤**転送不要の簡易書留でカードが発送**され、不在等により郵便物を受け取ることができず、**郵便局での保管期限が過ぎた場合**、**ご住所地の区役所市民課へ返戻されてしまいます**。

　また、**返戻されたカード**については、**住所地の市区町村の窓口で受け取る方法**となりますのでご注意ください。

⑦利用者証明用電子証明書の発行を記載される方は、**４ケタの暗証番号**をご記入ください。また、発行を希望されない場合は、**発行を希望しない旨のチェック欄**に**✔**を記入してください。

　なお、**マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、利用者証明用電子証明書の発行が必要になります。**

⑧この申請書は提出後、**返却されません**ので**暗証番号はお忘れないよう控えを残しておくようお願いします。（写真を撮るなど）**